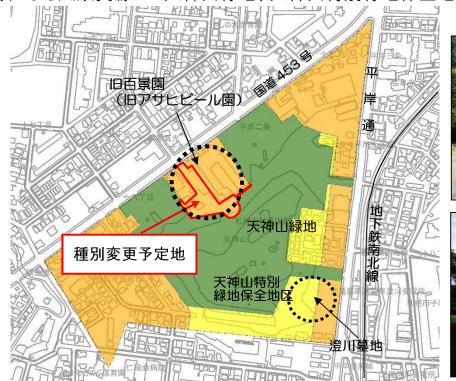
天神山風致地区の種別変更について

1 天神山風致地区の種別指定について

<指定> 昭和 14 年(決定)、昭和 41 年(変更) <面 積> 18.6ha <核となる風致資源> 天神山緑地、天神山特別緑地保全地区(相馬神社)







第一種風致地区	天神山緑地、天神山特別緑地保全地区(相馬神社)
第二種風致地区	第一種に隣接する宅地(傾斜地)
第三種風致地区	第一種、第二種に隣接する宅地(平地)

2 種別変更案について

天神山緑地の拡張区域等(約 0.47ha)を、第三種から第一種に変更予定。

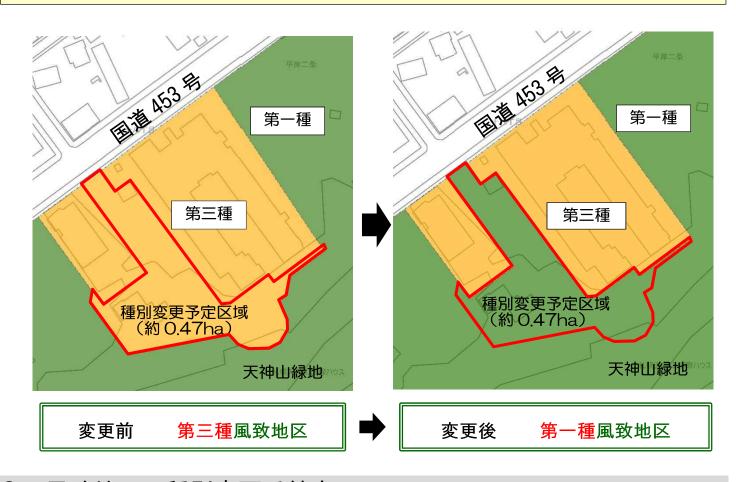


< 公園整備 > 平成 29 年~平成 31 年 < 用地取得 > 平成 27 年、平成 29 年



【種別変更の理由】

第三種風致地区の一部区域が公園として整備されたため、天神山風致地区の種別の指定の考え方に基づき、第三種風致地区から第一種風致地区へ変更する。



3 風致地区の種別変更手続き

